

平成19年度税制改正のポイント－金融関係

I. 所得税関係

1. 上場株式等に係る軽減税率の特例等の延長 (所得税)

【内容】税率の倍増による証券市場への影響を考慮し、税率の軽減特例が1年延長された。

- ① 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例の適用期限1年延長
(所得税7%+住民税3%) → 平成21年3月31日まで
- ② 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限1年延長
(所得税7%+住民税3%) → 平成20年12月31日まで

2. 個人投資家のエンジェル税制の拡充 (所得税)

【内容】特例対象について、従来製造業が中心であったが、サービス業や小売業にまで広げられ、適用期限が延長された。

エンジェル税制は3つのタイミングで税負担軽減が図られている。

1. 投資時点	投資額をその年の他の株式の譲渡益から控除
2. 売却時点（損失が出た）	損失を3年間繰越控除
3. 売却時点（利益が出た）（注）	株式譲渡益を1/2に圧縮

（注）所有期間3年超、公開後3年以内の譲渡または公開前のM&Aの場合

改正点① **株式譲渡益の1/2圧縮 2年期限延長** → 平成21年3月31日まで
3.の規定が改正により、平成21年3月末まで適用期限が延長された。
(1.と2.については恒久措置)

改正点② **事前確認制度**
ベンチャー企業に投資しようとする投資家に対し、事前に情報を提供しベンチャー企業が広く投資を呼び込めることとなった（従前は株式払込後に情報の入手ができた）。

改正点③ **ベンチャー企業要件の緩和** 以下の点で要件が緩和された。

設立経過年数	従 来	追加要件
0～1年	研究者が 2人以上かつ全従業員の10%以上	開発者（商品・サービスの企画・開発・マーケティング担当者）が 2人以上かつ全従業員の10%以上
1～2年	試験研究費等が売上高の3%以上	同 上
2～5年	同 上	売上高成長率25%以上

3. 三角合併課税の繰り延べ (所得税)

【趣 旨】

三角合併とは、買収会社（親会社）が子会社と被買収会社を合併させるという合併方法をいう。この合併方法は会社法上、平成19年5月より「合併等対価の柔軟化」として可能となる。

税法上、資産の移転（たとえば所有していた株式を放出し、その対価を取得する行為）があれば、その資産の値上がり益に対し課税が行われるが、合併される側の株主が合併に際し、合併する側の株式を受け取った場合も、被合併会社の株主が旧株式を譲渡しその対価として合併会社の株式を取得したとみなされ課税される。

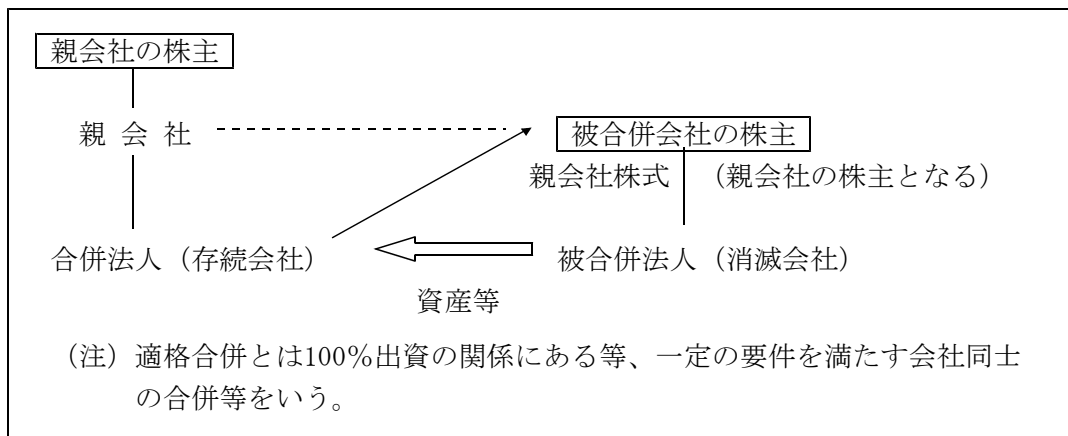
従来は、税法上、適格合併の要件に合致した場合は課税の繰り延べが行われ、合併時点では課税されないこととなっていたが、三角合併が会社法上可能となることにより、このような組織再編に対して税法上の対応が必要となった。

【内容】

適格合併に該当する合併会社（存続会社）がその親会社の株式を、被合併会社（消滅会社）の株主に合併対価として交付した時点において、譲渡所得課税の対象とならないこととなった。

このとき、被合併会社の株主は合併会社の株主になるのではなく、その合併会社の親会社の株主になる。

被合併会社の株主が合併により取得したその親会社の株式を譲渡したときに、はじめて譲渡所得課税の対象となる。



II. 相続・贈与関係

1. 特定非上場会社株式に係る相続時精算課税の特例

(相続税)

【内容】 中小企業の早期の計画的な事業承継を促進する観点から、年齢制限と金額制限を緩和された。

(主な適用要件)

- ①適用期間：平成19年1月1日から平成20年12月31日までの贈与。
- ②年間贈与額：その年中に取得した1つの銘柄の同族株式の価額の合計額が500万円以上。
- ③特定同族法人要件：発行済株式等の総額が20億円未満の特定非上場会社を対象とする。
ただし、代表者が2人以上いないこと。清算中の会社でないこと。種類株式発行会社である場合には、黄金株について定款の定めを設けていないこと。
- ④贈与者（親）：60歳以上の直系尊属である推定被相続人であること。
その同族会社の代表者であること。
その同族会社の株式等の保有割合と議決権が50%超であること。

⑤受贈者（子）：上記贈与者要件を満たす贈与者の直系卑属である推定相続人であること。
また下記の2つの要件を満たしているかを特例選択適用後4年経過時点で判断する。

- 1) 受贈者（子）の株式等の保有割合と議決権が50%超
- 2) 受贈者（子）がその会社の代表者として会社の経営に従事

⑥特定同族株式要件：議決権の制限がないこと。

その株式にかかる法人株式全てが上場されていないこと。

(対象例) 中小企業者のオーナー経営者が自社株式を後継者である子（4年以内に代表者となる者）に贈与する場合など。

(贈与時) 贈与者の年齢要件を60歳に引き下げ、通常の特別控除枠2,500万円にさらに500万円（年間株式価額の合計額）を上乗せし3,000万円まで引き上げる。

贈与額が3,000万円を超えた場合は、超えた部分の20%で贈与税を納付する。

	通常の相続時精算課税	特定非上場会社株式に係る特例
贈与者の年齢要件	65歳以上	60歳以上
特別控除額	2,500万円	3,000万円

(相続時) 贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算する。

注意点：この特例は小規模宅地等の課税価額の特例及び、特定受贈同族株式会社株式等の相続税の課税価格の特例との併用適用ができない。

2. 種類株式の評価方法の明確化

(相続税)

【内容】会社法の下で種類株式の活用が広がったため、税法上、種類株式の評価方法について3つの種類株式について明確にされた。

① 配当優先の無議決権株式

普通株式と同様に評価することを原則とする。

(純資産価額方式の場合は配当優先の度合いにかかわらず普通株式と同額評価)

ただし、相続時の納税者の選択により、相続人全体の相続税評価総額が不変という前提の下に、以下の方法で評価することができる。

- ・無議決権株式について普通株式評価額から、5%評価減する。
- ・同時にその評価減した分を議決権株式の評価額に加算する。

※同族株主が相続により取得した株式に限るものとし、その株式を取得した同族株主全員の同意を条件とする。

② 社債類似株式（一定期間後に償還される特定の無議決権＋配当優先株）

以下の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株は、社債に準じた評価（発行価額）により評価される。ただし既経過利息に相当する配当金の加算は行わない。

- ・配当優先
- ・一定期間後に発行会社が発行価額で取得
- ・無議決権
- ・残余財産分配は発行価額が上限
- ・普通株式への転換権なし

③ 拒否権付株式

拒否権付株式（普通株式＋拒否権）は普通株式と同様に評価する。

	① 配当優先の無議決権株式	② 社債類似株式	③ 拒否権付株式
株式の 条件・ 特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配当優先 ・無議決権 	(一定期間後に償還される特定の無議決権+配当優先株) <ul style="list-style-type: none"> ・配当優先 ・無議決権 ※一定期間後に発行会社が発行価額で取得 ※残余財産分配は発行価額が上限 ※普通株式への転換権なし	(普通株式+拒否権) <ul style="list-style-type: none"> ・拒否権
評価方法 原則	<u>普通株式と同様の評価</u> (純資産価額方式の場合は配当優先の度合いにかかわらず普通株式と同額評価)	<u>社債に準じた評価</u> (発行価額に基づく評価)	<u>普通株式と同様の評価</u>
選択適用	条件を満たす場合には、 相続時の納税者による選択適用可 ①無議決権株式 →普通株式評価額から5%評価減 ②同時に①の5%評価減分を議決権株式の評価額に加算 <条件> (1)相続人全体の相続税評価総額が不変であること。 (2)同族株主が相続により取得した株式に限る。 (3)その株式を取得した同族株主全員が同意すること。		
典型的 活用法	具体例(1) ①配当優先の無議決権株式、または②社債類似株式を発行して無議決権株式を非後継者に相続させ、議決権のある普通株式を後継者に相続させる。 →(効果:経営権の集中と財産分配の両立) 財産の大半が自社株式である中小企業オーナー経営者が後継者に経営権を集中させたいが、複数の相続人がいる場合に活用できる。 具体例(2) 中小オーナー経営者が③拒否権付株式を発行・保有し、後継者への権限委譲後一定期間は保有しておく。 →(効果:承継後の経営安定) 中小オーナー経営者が承継後の経営安定のため、一定期間は後継者の独断専行経営を妨げる形にしておきたい場合に活用できる。		

3. 信託法改正による信託税制の創設

(所得税・贈与税・相続税・法人税)

【内容】平成18年12月、84年ぶりに信託法が抜本的に見直しにより改正され、新信託法において新しい信託形態が実現可能となったため、これに伴い税制も創設された。

(1) 信託とは(従来制度)

信託とは、財産の持ち主が信頼できる相手にその財産を引き渡し、管理や運営、処分を託す(委ねる)ことである。所有権や名義そのものが託された者(受託者)に移転し、もともとの持ち主は所有権を失うのであるがその財産が生み出す利益を得る権利(受益権)を受取る制度。

従来の税制は下記のとおりである。(基本的には信託法改正後もこの税制を踏襲する。)

① 自益信託《委託者(もとの財産の持主)が受益者である場合》の税制

- ・信託をしたとき・・・財産の所有権が受託者に移転するが、委託者にも受託者にも課税はない。
- ・信託期間中の収益・・・受益者(=委託者)の所得税または法人税
- ・信託が終了したとき・信託財産の帰属権利者が委託者以外の者であるときは信託終了時に委託者から贈与により、取得したものとみなす。

② 他益信託《受益者や財産帰属者が委託者(もとの財産の持主)でない場合》

- ・信託をしたとき・・・受益者に贈与税課税
- ・信託期間中の収益・・・受益者の所得税
- ・信託が終了したとき・信託財産の帰属権利者が委託者以外の者であるときは信託終了時に委託者から贈与により取得したものとみなす。

③ 受託者(財産を託された者)に対する課税

- ・実質所得者課税の原則から単なる名義人である受託者には課税せず受益者に課税する。
- ・受益者が特定されていない、または存在していない場合は委託者を課税の対象とする。
- ・合同運用信託や証券投資信託等は収益の分配時に利子所得または配当所得として課税する。

(2) 改正内容

新たに創設された信託制度でFPとして知っておきたいものには次のものがある。

- ① 目的信託(受益者等を特定しない信託のこと)
- ② 受益者連続型信託(跡継ぎ遺贈型)
- ③ 自己信託(信託宣言)
- ④ 事業信託

なお、自己信託(信託宣言)については、財産隠しや赤字隠しによる粉飾問題に対応する会計基準等の整備をする必要がある。そのため、新信託改正法の施行から1年間は準備期間として適用が凍結される。

① 目的信託

受益者を特定しない信託でその契約方法については、①信託契約(生前に契約を結ぶ)による目的信託と、②遺言による目的信託がある。たとえば、「自分の死後、ペットの飼育に財産を使ってほしい」「自分の死後、自分の住居を記念館として管理してほしい」「特定の企業の発展に貢献した人に奨励金を出すことに財産を使ってほしい」等の使い道のみ指定された信託等で、受益者が存在しない信託をすることができることとなった。なお、これらの目的信託は20年を超えて存続はできない。

1) 信託契約による目的信託の課税関係

信託設定時	委託者側に対しみなし譲渡課税または寄付金課税し、受託者は受贈益課税を受ける。
信託期間中	信託財産から生ずる利益に対し受託者が法人税課税を受ける。
受益者が存在することとなったとき	その受益者に受贈益課税
信託終了時	残余財産を取得した帰属権利者に所得税または法人税を課す。

2) 遺言による目的信託の課税関係

相続開始時	受託者は受贈益課税を受ける。その受託者に対して適用される法人税率と相続税率の差を狙った租税回避行為に対しては、受託者に相続税等を課税(法人税との二重課税部分は控除)する。
信託期間中	信託財産から生ずる利益に対し受託者が法人税課税を受ける。
受益者が存在することとなったとき	その受益権の移転については非課税とし、受託者課税を継続する(ただし、受益者が特定した時に世代飛ばしとなる場合は受益者に贈与税が課税される)。
信託終了時	残余財産を取得した帰属権利者に所得税または法人税を課す。

② 受益者連続信託

受益者連続型信託とは、たとえば「A（委託者＝被相続人）の死亡後はB（相続人等）を受益者とし、Bの死亡後はCを受益者とする。」などの定めのある信託である。新信託法上はCに移転したとき、委託者Aから受益者Cに財産が移転したものとされる。

- ・ 課税関係・・・Bの死亡後、Cに移転したとき委託者Aはすでに死亡しているため、現行の相続税では課税できない。そこで税制改正により、受益者Bから受益者Cが遺贈により取得したものとして相続税が課税されることとなった。

③ 自己信託（信託宣言）

自分で自分の財産を信託し、自分自身が受託者となれる制度である。

たとえば、親が子どもの養育費として財産の一部を自分に信託し、子どもが成人するまで他の財産とは分別管理するケースが考えられる。信託には倒産隔離機能があるため、仮に親が破綻しても信託財産は債権者から保護され、子のために財産を残すことができる。

また、通常、リース会社等のように多数の債権を保有する会社は貸付債権を信託銀行に信託し、債権の回収金を受け取る権利（受益権）を投資家に販売している。自己信託を利用し、信託銀行の作業を自分で行うことにより、信託銀行に支払う手数料が不要になり、かつ、債権者の名義が変わらないことで、借り手の抵抗感が回避されるというメリットがある。

④ 事業信託

従来、「資産」だけが信託の対象となっていたが、「負債」も信託できることとなった。たとえば、メーカーが複数ある製造部門のひとつを信託し、その受益権を投資家に販売し、その特定の製造部門の資金調達をすることができる。仮にその特定の部門で損失が出ても本体の会社には影響しない。

ただし、信託を利用した法人税の租税回避行為に対応するため、下記の自己信託では受託者に課税される。

- 1) 重要な事業の信託の全部または一部を信託し、受益権の過半数を委託者であるその法人の株主に交付することが見込まれる信託には法人税課税を行う。(法人が本来行っている事業が信託され、その受益権がその法人の株主に交付された場合は、事業収益に対し法人税が課税できない。)
- 2) 信託の受益権をその法人の特殊関係会社等に保有させる信託で、損益操作が可能である自己信託には法人税課税を行う。たとえば、親会社が黒字で子会社が赤字の場合、親会社の黒字部門について自己信託等を設定し、受益権を赤字会社である子会社等に取得させれば子会社の赤字と受益権の黒字を相殺することにより、法人税の回避が可能である。このような損益分配の操作が可能である自己信託には法人税課税を行う。
- 3) 長期間継続する事業を自己信託等することにより、その事業に係る法人税を回避できる信託（20年を超えるもの）には法人税課税を行う。